

justax

No.83

JUN'00

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

石油スタンドの廃業支援金は寄付金に当たらず!

石油業界の社会・経済環境は厳しく、突然、石油スタンドが駐車場に変わったりすることも、珍しいことではありません。今回は、法人が、特約店である石油スタンドに対して、廃業支援金等として、売掛金の減額処理したことが、寄附金に該当するか否かで争われた事例を紹介します(平11.6.30裁決)。

◎石油製品卸売業を営む審査請求人(非同族の同族会社)は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの事業年度の法人税及び消費税の申告に当たり、不採算又は事業後継者難の特約店4社に対して、廃業等の諸費用を支援することとし、その方法として、売掛金37,649,767円の減額処理をしました。

◎これに対して、原処分庁は、特約店4社に対する売掛金の減額処理について、法人税法第37条第6項の寄附金であると認定し、寄附金の損金算入限度額の再計算を行い、損金算入限度額を超える37,151,895円は、損金の額に算入できないとの更正処分を行いました。

◎不服審判所では、次の理由から、売掛金の減額処理は、請求人自らの経営改善策の一方策であり、事業遂行上、真にやむを得ない費用であり寄附金に該当しないとの判断を下しました。

1. 法人が、その有する債権を放棄し又は他人の債務を負担したような場合には、一般的には経済的な利益の無償の供与に当たり、寄附金の額となる。しかし、その行為が、その法人自体の経営危機を回避するためにやむを得ず行ったものである等、そのことについて正当な理由があると認められる場合には、寄附金の額に該当しないと解されている。

2. 法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)は、合理的な取扱いであり、相当なものと認められる。

3. 右記の事実等から、請求人が、将来の石油業界の経済環境等を踏まえ、総合的経営戦略として、不採算特約店に対しては、廃業等を積極的に誘導し、廃業資金・経営改善

資金として支援したことは、むしろ、現状打開策の一環として、事業遂行上、真にやむを得ない費用であり、客観的にみて経済的合理性を有し、社会通念上も妥当視されると認められる。

① 石油業界における石油卸売業者の特約店は、縦の取引で系列以外の商品は扱えない仕組みになっているので、特約店の経営状態が悪化すれば、将来、請求人に負担が掛かることは、社会通念上当然のことであり、業界新聞等からも、価格競争が一段と激化し、石油業界の経営は、今後一段と厳しく石油スタンドの統廃合は必然的な状況にあることは十分うかがえること

② 特約店4社の平成9年3月を含む事業年度の所得金額は、いずれも欠損金額であり、うち3社については、売上金額、所得金額とも每期減少しており、平成9年中に実際に廃業等の事実があること

③ 特約店の廃業及び経営者の交代については、請求人の要請と廃業、経営改善策の条件等が合意に達したので行ったものであること

④ 売掛金の減額処理の決定は、当事者間でそれぞれ経済的折衝を経て確定したものであり、請求人が特約店の経営支配権を有するものでなく、かつ、特約店は、資本系列等特殊な関係にある取引先ではないこと

4. 請求人は、支援の方法として、売掛金の減額処理の方法を採ったもので、実質的には、債権放棄と認められ、その債権放棄をしなければ、今後より大きな損失を蒙ることが予想され、債権放棄したことによって請求人にメリットがあると判断できる。

(資料提供 税法データベース編集室)